

議第19号

高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

高島市長 福井正明

---

高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例（平成25年高島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生産、加工、販売等」を「加工、販売等」に改める。

第2条の表位置の欄を次のように改める。

高島市マキノ町寺久保およびマキノ町蛭口地先

第3条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号から第13号までを4号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。